

新旧対照表 大師高校PTA規約

新	旧
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 会員および役員 (略)</p> <p>第3章 会計監査 (略)</p> <p>第4章 会計 (経費)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 この会の会費は、月額<u>250</u>円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 総会 (略)</p> <p>第6章 運営委員会 (略)</p> <p>第7章 常任委員会 (略)</p> <p>第8章 合同委員会 (略)</p> <p>第9章 特別委員会 (略)</p> <p>第10章 補則</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、昭和58年4月5日から施行する。</p> <p>この規約は、平成5年5月15日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成7年5月6日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成11年1月30日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成14年3月2日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成16年5月8日から改正施行する。</p> <p><改訂>第14条5 入会金廃止について</p> <p>この規約は、平成18年5月13日から改正施行する。</p> <p><改訂>第4章第14条4を削除し第4章第14条5を4に繰り上げる。</p> <p>この規約は、平成26年5月17日から改正施行する。</p> <p><改訂>第14条4を記念事業等積立金に変更する。</p> <p><削除>第18条指名総会の規定を削除する。</p> <p><改訂>第24条及び第25条の学年委員会を削除する。</p> <p><削除>第31条学級代表委員の規定を削除する。</p> <p>この規約は平成28年5月14日から改正施行する。</p> <p><改定>第14条3教育援助費を月額800円から750円とする。</p> <p>この規約は平成31年5月11日から改正施行する。</p> <p><改訂>第5条を追加。以下、項番をひとつずつ加算変更する。</p> <p><改訂>第15条2会費を月額400円から350円とする。</p> <p><改訂>第32条の個人情報取扱規則の条項を追加。</p> <p>【新設】</p> <p><改訂>第15条2会費を月額350円から250円とする。</p> <p>この規約は令和7年4月1日から改正施行する。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 会員および役員 (略)</p> <p>第3章 会計監査 (略)</p> <p>第4章 会計 (経費)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 この会の会費は、月額<u>350</u>円とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第5章 総会 (略)</p> <p>第6章 運営委員会 (略)</p> <p>第7章 常任委員会 (略)</p> <p>第8章 合同委員会 (略)</p> <p>第9章 特別委員会 (略)</p> <p>第10章 補則</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、昭和58年4月5日から施行する。</p> <p>この規約は、平成5年5月15日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成7年5月6日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成11年1月30日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成14年3月2日から改正施行する。</p> <p>この規約は、平成16年5月8日から改正施行する。</p> <p><改訂>第14条5 入会金廃止について</p> <p>この規約は、平成18年5月13日から改正施行する。</p> <p><改訂>第4章第14条4を削除し第4章第14条5を4に繰り上げる。</p> <p>この規約は、平成26年5月17日から改正施行する。</p> <p><改訂>第14条4を記念事業等積立金に変更する。</p> <p><削除>第18条指名総会の規定を削除する。</p> <p><改訂>第24条及び第25条の学年委員会を削除する。</p> <p><削除>第31条学級代表委員の規定を削除する。</p> <p>この規約は平成28年5月14日から改正施行する。</p> <p><改定>第14条3教育援助費を月額800円から750円とする。</p> <p>この規約は平成31年5月11日から改正施行する。</p> <p><改訂>第5条を追加。以下、項番をひとつずつ加算変更する。</p> <p><改訂>第15条2会費を月額400円から350円とする。</p> <p><改訂>第32条の個人情報取扱規則の条項を追加。</p>